

休職者の会費の取り扱いについて

会費の徴収は、会則で定められているが、休職者についてはその規定がない。最近何件か休職者の会費徴収について問合せがあり、先般常任理事会で協議した結果、「5月1日時点で休職が分かっている会員については会費の徴収を免除し、名簿登載を行う」との原案で会則に附記するとの結論を得た。これを原案として令和2年度全国大会総会に建議する予定でしたが、新型コロナウイルス感染の拡大に伴って全国大会総会が中止となりました。また、令和3年度においても全国大会総会がオンライン開催となりました。従って、この件につきましては会費に係る事案ですので、重要事項として総会に建議し代議員の意見を直接聞いて最終的に決定させていただきたいと考えています。

については、令和3年度における休職者の会費徴収は総会の審議を経て会則の附記事項として成るまで上記原案に準じて対応いただきますようよろしくお願い致します。